

第200800054325号
平成20年7月8日

部内各課長 }
各総合事務所長 } 様
鳥取空港管理事務所長 }
鳥取港湾事務所長 }

県土整備部長
(公印省略)

石・ブロック積（張）工の胴込・裏込コンクリートの品質管理及び
写真管理について（通知）

このことについては、下記のとおり管理することとしましたので、平成20年
7月15日以降起工決裁する工事から適用して下さい。
なお、平成4年12月11日付発管号外管理課長通知は廃止します。

記

1 品質管理について

試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所 の区分
スランプ試験	JIS A 1101	2.5cm ± 1.0cm 5及び6.5cm ± 1.5cm 8以上18cm以上 ± 2.5cm 21cm以上 ± 1.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上。 また、生コンクリート工場（JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認定工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）の品質証明書等のみとすることができる。	ア
コンクリートの 圧縮強度試験	JIA A 1108	一回（供試体3本の平均値）の試験結果は呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上	50m ³ につき1回行う。ただし、1回につき6個（σ7-3本、σ28-3本）とする。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上。 また、生コンクリート工場（JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認定工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）の品質証明書等のみとすることができる。	σ7はイ σ28はウ 30%以上財団法人鳥取県建設技術センターで行う。
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIA A 1128	± 1.5%（許容差）	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上。 また、生コンクリート工場（JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認定工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）の品質証明書等のみとすることができる。	ア
コアによる強度 試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う		ウ 全数財団法人鳥取県建設技術センターで取捨を行うコア採取は監督員が立会い封印もしくは検印を行う

なお、上表の試験場所の区分は次のとおり

- ア 工事現場
- イ 製造工場
- ウ 公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センター

2 写真管理について

撮影項目	撮影時期〔時期〕	摘要
スランプ試験 コンクリートの圧縮強度試験	・総量が50m ³ 未満の場合、コンクリートの種類毎の打設期間中に1回 ・総量が50m ³ 以上の場合、コンクリートの種類毎の打設期間中に1回 〔テストピース採取時〕 〔試験実施中〕	施工時
空気量測定	品質に変化が見られた場合〔試験実施中〕	
コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合〔試験実施中〕	

3 理由

石・ブロック積（張）工の胴込・裏込コンクリートはブロック（石）と一体となった一つの構造体であることから、品質管理及び写真管理が必要。

（担当）
技術企画課
技術調査担当 横山
電話 0857-26-7410
ファクシミリ 0857-26-8189